

市民バウンドテニス大会

日時 7月1日(日)午前8時20分受け付け、午前9時開会
会場 総合学習センター体育館
種目 チーム別対抗▽団体勝ち抜きラリー戦▽団体戦
 ※組み合わせは当日抽選
対象 市内在住・在勤・在学および近隣招待チームの人
参加料 1人1000円
申し込み・問い合わせ 6月22日(金)までに参加料を持ってスポーツ課へ

ボウリングの日 市民無料ご招待

ボウリングの日に合わせて無料招待します。
日時 6月22日(金)午前10時～午後5時
 ※小学生以下は6月16日(土)～21日(木)も実施
会場 藤岡ボウル
内容 市内在住の人は1人2ゲームまで無料
 ※貸し靴代は各自で負担
申し込み 当日会場へ
問い合わせ 市体協ボウリング部(藤岡ボウル内 ☎④2570)・スポーツ課

健康福祉



成人健康相談

健康や栄養について市の保健師・管理栄養士による相談会を開催します。
 相談は家族など本人以外でも受け付けます。
日時 6月26日(火)午後1時～4時(要予約)
会場 市保健センター
 持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
 相談対象者の健康状態が分かる物
問い合わせ 健康づくり課(☎④2808)

児童手当現況届

児童手当現況届は、手当を継続して受給する要件を満たすかどうかを確認するための手続きです。届け出をしないと、受給資格があっても6月からの手当が受けられません。受給している人は必ず提出してください。
受付日時 6月1日(金)～29日(金)土・日曜日、祝日は除く
 午前8時30分～午後5時15分

藤岡地域産業情報交流ネットワーク

事業所や商店などに関する情報の周知や、事業者間の交流を促進するためのホームページ「藤岡地域産業情報交流ネットワーク」を開設しています。新規に情報掲載を希望する事業所は申し込んでください。
掲載内容 事業所の基礎情報・セールスポイント・主要商品など
アドレス <http://nuiokanet>
掲載料 無料

久寛荘(臨海学校)を一般開放します

期間 8月11日(土)～18日(土)の宿泊
 ※15人以上の団体は10月31日(水)まで(7月21日(土)～8月18日(土)を除く)利用できます
場所 臨海学校「久寛荘」(新潟県柏崎市西山町石地863)
利用料金(消費税込み)

区分	利用料金(1泊2食付・全室エアコン完備)		
	使用料	食事代	合計
幼児(3歳以上)小・中学生	1,080円	1,440円(幼児食)	2,520円
高校生	1,290円	3,910円	5,200円
大人	1,620円		5,530円

※多野藤岡地域に在住の人を対象とした料金です
予約金 予約金として使用料分を事前に納めていただきます
その他 予約は1回1件まで(先着順)。部屋の指定および素泊まりはできません
申し込み・問い合わせ 6月18日(月)～7月31日(火)午前9時から電話で多野藤岡広域市町村圏振興整備組合総務課(☎④1621)へ



※水曜日は市保健センター午後8時まで、鬼石総合支所午後7時まで
提出場所 市保健センター・鬼石総合支所
 持ってくる物 現況届・受給者の保険証・印鑑
 ※その他、必要に応じて提出書類があります
その他 △対象者には5月中旬に通知を郵送しています▽必要書類を添付して郵送でも提出できます
問い合わせ 子ども課(☎④2286)

その他

水道週間



普段何気なく使っている水道水について、より理解と関心を深めるため、毎年6月1日～7日を水道週間としています。「水」は私たちの生活に欠かすことができません。

軸組み工法で建築▽住宅の所有者が居住している住宅など
定数 5戸(先着順)
費用 無料
 ※耐震診断士の交通費1000円程度が掛かります
申し込みに必要な物 △住民票写し▽建物の所有を証明できる書類など▽未納税額のない証明書▽建築確認通知書の写し・住宅平面図・住宅現況写真など▽印鑑
申し込み・問い合わせ 6月15日(金)～8月15日(水)に建築課(☎④2326)へ

木造住宅の精密診断・耐震改修を補助します

対象 △精密診断Ⅱ耐震診断と同じ▽耐震改修Ⅱ市で行っている木造住宅の耐震診断または精密診断を受けた住宅
定数 精密診断・耐震改修各1戸(先着順)
申し込み・問い合わせ 6月15日(金)～8月15日(水)に建築課(☎④2326)へ

緑のカーテンコンテスト

自宅や事業所に緑のカーテンを設置して、コンテストに応募してみませんか。
対象 △家庭部門Ⅱ一般住宅、アパート・マンションなどで取り組んだ個人▽事業所部門Ⅱ学校、工場・事業所、その他の団体
申し込み・問い合わせ 9月28日(金)(必着)までに、応募用紙に必要事項を記入し写真を2枚添付の上、持参または郵送で環境課(☎④2264)へ

社会福祉協議会会費

社会福祉協議会は、ボランティアの育成・活動の推進など

藤岡市手話言語条例が制定されました

障害者の権利に関する条約、障害者基本法において言語に手話が含まれると規定されたことにより、本市においても手話が言語であるという認識に立ち、条例を制定し、平成30年3月22日から施行しています。主な条例の内容は、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話を学ぶ機会の確保や学校における手話の普及などを規定しています。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者にとって手話は、日常生活および社会生活を行う上で必要な意思疎通の手段です。今後、市では市民への手話への理解・普及を図り、ろう者もろう者でない人も安心して暮らせる社会の実現を目指します。
問い合わせ 福祉課(☎④2384)

スズメバチの巣の駆除費を補助します

対象 △スズメバチが営巣している市内の土地・建物の所有者、管理者または賃借する個人(事業者は除く)▽駆除業者によりスズメバチの巣を駆除する▽市税に滞納がない
補助金額 スズメバチ駆除に要した費用の2分の1(上限1万円)
申請に必要な物 印鑑・駆除に要した費用の領収書・駆除前と駆除後の写真
申請・問い合わせ 領収日から起算して30日以内に環境課(☎④2264)へ

藤岡市空き店舗情報登録制度

ど、福祉事業に取り組んでいます。これらの事業は、皆さんからご協力いただいた会費などによって運営されています。区長を通じて会費の募集を行いますので、ご協力をお願いします。
普通会費 Ⅱ世帯3000円
賛助会費 Ⅱ1人1000円以上
問い合わせ 市社会福祉協議会(☎④5647)

市では空き店舗を貸したい・売りたい人の空き店舗情報を市ホームページに公開し、空き店舗を借りたい・買いたい人に提供する「空き店舗情報登録」制度を実施しています。貸したい・売りたい空き店舗をお持ちの人はぜひご登録ください。
対象 過去に営業していた実績があり、現在は営業が行われていない市内の店舗および事務所
 ※詳細は問い合わせてください
申し込み・問い合わせ 商工観光課(☎④2318)